

特別支援教育就学奨励制度のご案内

1 特別支援教育就学奨励費とは

特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和 29 年法律第 144 号）の趣旨を更に推進し、保護者の経済的負担の軽減と特別支援教育の普及・奨励を図ることを目的としています。

2 通学費(実費のみ)の支給を受けられる人

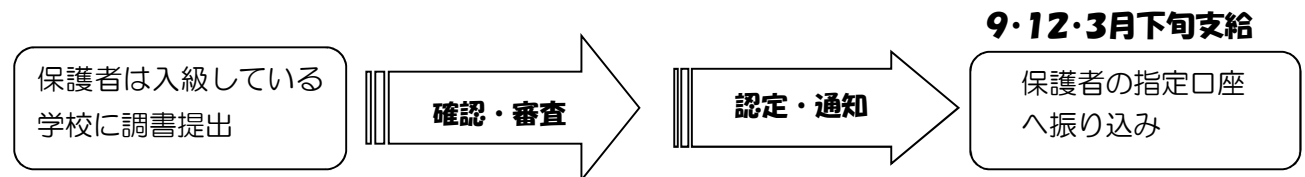
- ① 保護者の住民登録が越谷市にある。 注) 1
- ② 平成 29 年分の収入に対する税金(所得税又は市区町民税)の申告が済んでいる。注) 2
- ③ 就学援助を受給していない。※就学援助の認定が優先となります。
- ④ 通学方法として公共機関（電車・バス）又は保護者の自家用車による送迎を利用している。 注) 3

注) 1 保護者のいずれかが単身赴任等で住民登録が越谷市外にある場合も申請可能です。

注) 2 未申告の場合は、審査ができませんので至急申告をしてください。

注) 3 支給にあたっては、最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合に限り、また、通学届等所要の手続きが必要となりますので、各学校からの指示にしたがいご提出ください。

3 申請の手順



4 申請に必要な書類 ※児童・生徒 1 人につき 1 枚提出してください。

申請書『特別支援教育就学奨励費にかかる収入額・需要額調書』

《該当する方のみ必要》

◎世帯の中で平成 30 年 1 月 1 日現在越谷市に住民登録がなかった方

『平成 30 年度市・県民税課税証明書』 ※課税証明書は封筒等に入れ、封をして提出してください。

所得金額、所得控除金額が記載されているものがが必要です。なお、平成 29 年 12 月 31 日現在で 19 歳以上の方全員分。(非課税の方も含む)が必要となります。

※平成 30 年 1 月 1 日現在で住民登録をしていた市区町村で課税証明書は発行されますが、概ね 6 月上旬になると思われますので、用意ができましたら速やかに入級している学校又は学務課に提出してください(6 月末日必着)。

5 提出期限 平成 30 年 4 月 13 日(金)から平成 30 年 5 月 31 日(木) ※中途入級は随時受付します。

6 提出先 入級している小・中学校

7 問い合わせ 越谷市教育委員会 学務課学事担当 048-963-9281 (直通)